

## 令和8年2月定例会の結果

- 1 請願
- 2 資料（請願文書表）

---

### 1 請願

番号	件名	結果
請願第1号	精神障害者手帳所持者への交通費助成制度の再度の創設と拡充を求める請願書	不採択
請願第2号	地域活動支援センター廃止方針の見直しと代替施設の早期整備に関する請願	不採択
請願第3号	清水区庁舎整備に関する請願書	不採択

---

## 2 資料（請願文書表）

（請願第 1 号）

厚生委員会  
（令和 8 年 2 月 3 日受付）

### 精神障害者手帳所持者への交通費助成制度の再度の創設と拡充を求める請願書

請 願 者 静岡市葵区  
精神障害者の要望を政治に届ける会  
泰井 良

紹 介 議 員 内田隆典 寺尾 昭 杉本 護

#### 【請願趣旨】

静岡市で実施していた精神障害者交通費助成制度は令和 6（2024）年度をもって廃止されました。

静岡市は、廃止の理由として次のように述べています。「この助成制度は、JR の利用運賃の割引が身体障害者手帳及び療育手帳所持者を対象としたもので、精神障害者保健福祉手帳所持者が対象ではなかったことから、その格差を是正することを目的に開始しました。令和 7（2025）年 4 月 1 日以降、JR において精神障害者手帳所持者に対する運賃割引が始まり、静鉄電車、静鉄バス、JR において運賃割引が身体、知的、精神の 3 障害の手帳所持者が共通して割引制度を受けられるようになりました。そのため、公共交通機関における運賃割引の格差は是正されたと判断し、従来の精神障害者交通費助成制度は廃止しました。」（静岡市HPより引用）

しかし、精神障害者は健常者と比較して、収入は低く、精神的な理由等により、病院などの近隣の場所に通うにしても、タクシーを利用することも多々ある状況です。更に、タクシーに関しては身体、知的障害者と比して、割引は適応されていません。

また、静岡市は精神障害者交通費助成制度の廃止の理由を上記のように「運賃一割引の格差が是正された為」としてはいますが、障害者福祉に対する政策とは本来は、生活する上で様々な困難を抱える障害者のより一層の受益の為に行うものであり、障害者が受けるサービスを後退させるものであってはならないはずです。

そのため、私たちは精神障害者福祉の向上の為、地方自治法 124 条に基づき以下の 2 点の請願を行います。

#### 【請願項目】

- 1 静岡市で精神障害者交通費助成制度の創設
- 2 静岡市で精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級、3 級の所持者にタクシー券を交付

(請願第2号)

厚生委員会  
(令和8年2月3日受付)

地域活動支援センター廃止方針の見直しと代替施設の早期整備に関する請願

請願者 静岡市葵区  
伊藤信彦

紹介議員 杉本 護 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

私と地域活動支援センターの利用者さんたちは、静岡市内で運営されている「地域活動支援センター」(以下、地活)の廃止方針について、深い懸念を抱いております。

地活は、A型・B型事業所や就労移行支援、生活介護など既存の福祉サービスになじまない方々の受け皿であり、また福祉就労に疲れた方が気軽に立ち寄れる、地域に根差した必須の施設です。利用者にとっては「家のような場所」であり、孤立を防ぎ、生活の安定を支える重要な役割を果たしています。

ところが、今回突然に廃止の決定を知らされ、利用者からは「居場所が急になくなる」「引きこもれというのか」「死ねと言われているようだ」といった切実な声が上がっています。精神障がい者は差別や偏見にさらされ、行政に声を上げることが困難な方が多く、環境変化への対応に時間を要する特性があります。今回の急な決定は大きな苦痛を伴い、深刻な影響を及ぼします。

さらに、障害者権利条約の理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで(Nothing About Us without Us)」が守られていません。意思決定のプロセスに利用者が主体的に関与した形跡はなく、アンケートや意見聴取も行われていません。

よって、以下の点について請願いたします。

【請願項目】

- 1 廃止方針の見直しと代替施設の早期整備について、現行施設の継続や暫定的な代替拠点の確保をお願いします。
- 2 3区それぞれへの設置について、葵区のみではなく、清水区・駿河区にも設置してください。
- 3 専門職の配置について、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職を必置としてください。
- 4 利用者参加の保障について、意思決定プロセスに利用者の意見を反映させてください。
- 5 広報と情報公開の徹底について、市の公式HP等で公開し、透明性を確保してください。

(請願第3号)

議会運営委員会  
(令和8年2月24日受付)

清水区庁舎整備に関する請願書

請願者 静岡市清水区  
輝く清水をつくる会  
代表 森 義壽 ほか2人

紹介議員 鈴木明美 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

1 区民の命を無視した計画

静岡市長は、“市民意見を聞く問題でない”として、行政内部だけでの検討により、清水区庁舎を清水駅東口公園に移転新築するとしています。市民生活は子、孫の代まで永続します。建設予定地は東南海地震津波に直面しており、市民は毎日、怯えながら生活しています。

2 津波災害により倍増する建設費用

建設予定地は津波の襲来を避けられません(第5項参照)。業務が続行できるように建設するとしています。できるでしょうか。これまでの例(東日本大震災、能登地震津波など)の総てで、建物の構造は残っても、再利用はできていません。従って、被災後、早急に再建築せねばなりません。再度の莫大な費用支出となります。最初から津波を避けた処での建設とすべきです。

3 建設予定地は静岡市の公園

建設予定地は、さくら病院の移転に伴って、急遽指定された静岡市の公園です。少ないと言われている静岡市の公園です。港の公園として貴重な存在です。

4 津波想定区域の区庁舎で人口減少を抑制

人口減少を“駅前の賑わい”で抑えるとしています。正しい判断ではありません。津波危険地域に区庁舎がある街に移住する人がいるでしょうか。田辺前市長の時にも、津波の危険性を考えて、企業の入札希望はありませんでした。

5 地震、津波災害に対する人間の知恵、技術の限界

自然の破壊力に関する人間の知恵、防災の工学技術には限界があります。技術により津波を防ぐことはできません。市民が常時利用する区庁舎は津波の届かないところに造らなければなりません。

6 津波想定地域に現在存在する住居、施設に対する対策

現在存在する海際の住居、施設(商店、テルサ、マリナート、清水駅、魚市場など)に対しては減災対策を早急に徹底せねばなりません。しかし、区庁舎が海際にある必要は全くありません。

**【請願項目】**

静岡市長が現在進めている清水区庁舎の整備は、市議会が持つ最重要審議事項（①市民の生命、②市の土地、③財産の保全）です。従って、市議会として特別委員会を設けて今後も慎重に審議していただきたい。